

酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金実施要領

制 定 令和4年9月8日付け農畜第1092号

(趣旨)

第1条 酪農生産基盤維持緊急支援事業の実施については、酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年8月19日付け農畜第877号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業概要)

第2条 持続的な酪農生産基盤の維持を図るため、コロナ禍における飼料費の高騰により経営状況が悪化した酪農家に対し、次の取組に必要な経費を支援する。

(1) 優良乳用牛導入支援

県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を支援

(2) 黒毛和種雌牛導入支援

和牛受精卵を生産するための産肉性に優れた黒毛和種雌牛の導入経費の一部を支援

(事業実施主体の要件)

第3条 第2条第1項第1号の優良乳用種導入支援の事業実施主体は、生乳販売を主とする酪農家とする。

2 第2条第1項第2号の黒毛和種雌牛導入支援の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 沖縄県酪農農業協同組合

(2) その他生乳生産者が組織する団体

3 前項第2号の団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 3戸以上の生乳生産者が組織され代表者の定めがあること。

(2) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定があること。

(3) 年度ごとに事業計画、収支予算などが総会などで承認されていること。

(導入家畜の要件等)

第4条 第2条第1項の支援対象となる乳用牛は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県外家畜市場もしくは全国酪農業協同組合連合会から購入するホルスタイン種の初妊牛。
- (2) 国や地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

2 第2条第2項の支援対象となる黒毛和種は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内の家畜市場から購入する黒毛和種の雌子牛。
- (2) 枝肉重量もしくは脂肪交雑の期待育種価がA以上であること。
- (3) 全国和牛登録協会の発行する登記書があること。
- (4) 国や地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から黒毛和種雌牛の導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

(事業の要件等)

第5条 本事業の補助対象経費である購入費は、家畜の生体価格とし、輸送費や手数料などは含めないものとする。

2 第2条第2項の支援対象となる黒毛和種は、和牛受精卵の生産に用いるものとし、生産した受精卵は団体構成員の飼養する乳用牛に移植するものとする。

(事業実施手続)

第6条 事業実施主体は事業の実施に当たって、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は前項により承認申請があったときは当該申請にかかる事業実施計画を審査し、その内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で事業実施計画の承認を行うものとする。

3 事業実施主体は、前項で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、第1項から第2項までに準じて変更の承認を受けるものとする。

- (1) 事業内容の追加、中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金額の増加を伴う事業費の増

(事故などの報告)

第7条 事業実施主体は、事業により導入した家畜が家畜管理者の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となった場合は、別記様式第2号により事故報告書を作成し、知事に提出し、指示を受けるものとする。

(管理運営)

第8条 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した家畜を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて治療等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に飼養管理するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し調査し、または報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年9月8日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所

団体名

代表者氏名

令和 年度 酪農生産基盤維持緊急支援事業実施計画（変更）承認申請書

令和 年度において、下記のとおり酪農生産基盤維持緊急支援事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的（変更の理由）

2 事業の内容等

事業内容	事業量	総事業費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
	頭	円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 事業内容の欄は、実施要領第2条に掲げる事業の内容を記入すること。
2 事業実施計画を変更する場合は、変更前を（）書きにし、上段に記すこと。
3 備考欄には、導入元、積算基礎を記入すること。

2 - (2) 飼養管理委託予定者

委託予定頭数	委託予定先			備考
	氏名	畜舎住所	飼養頭数	

※黒毛和種導入支援により導入した黒毛和種雌子牛の飼養管理を委託する場合、提出すること

3 添付資料

- (1) 年間出荷乳量が確認できる書類
- (2) その他知事の要求する資料

別記様式第2号（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

事故報告書

令和 年度酪農生産基盤維持緊急支援事業において補助金の交付を受けた家畜について事故等があったので、酪農生産基盤維持緊急支援事業実施要領第7条の規定に基づき報告します。

記

種類	
品種	
性別	
名号	
登記・登録番号	
個体識別番号	
飼養管理者	
事故の種類	
事故の顛末	
処分の方法	

（注）獣医師の検案書、写真、登記書などを添付すること